

# 役員報酬規程

社会福祉法人 横浜社会福祉協会

(総 則)

第1条 社会福祉法人 横浜社会福祉協会の役員報酬に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は次のとおりとする。

(1) 交通費の実費

役員交通費はグリーン車料金とする。グリーン車のない区間及び新幹線は普通料金とする。但し、横浜市内在住の役員（職員兼務を除く）は、一律一回の出席につき 1,000 円とする。

(2) 宿泊費及び食費

実費の範囲内で理事長の認めた金額とする。

(3) 手 当

会議に出席した際の手当については 一回 10,000 円とする。但し、職員兼務の役員については、職員給与規程を準用する。

(支給方法)

第3条 役員報酬については、会議に出席した当日に現金で支給する。但し、職員兼務の役員については、職員給与規程を準用する。

(協議事項)

第4条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

この規則は平成12年 4月 1日から施行する。

# 評議員報酬規程

社会福祉法人 横浜社会福祉協会

(総 則)

第1条 社会福祉法人 横浜社会福祉協会の評議員報酬に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 評議員の報酬は次のとおりとする。

(1) 交通費の実費

役員の交通費はグリーン車料金とする。グリーン車のない区間及び新幹線は普通料金とする。但し、横浜市内の評議員（職員兼務を除く）は、一律一回の出席につき 1,000 円とする。

(2) 宿泊費及び食費

実費の範囲内で理事長の認めた金額とする。

(3) 手 当

会議に出席した際の手当については 一回 10,000 円とする。但し、職員兼務の評議員については、職員給与規程を準用する。

(支給方法)

第3条 評議員の報酬については、会議に出席した当日に現金で支給する。但し、職員兼務の評議員については、職員給与規程を準用する。

(協議事項)

第4条 本規程に定めのない事項については、評議員会において協議し、決定するものとする。

この規則は平成16年 2月 1日から施行する。